

平成25年度千葉市防災会議 議事録

開催日時 平成26年1月24日（金）10：30～11：05

開催場所 千葉市役所8階 正庁

出席者 [防災会議会長及び委員] 50名（別表のとおり）

[事務局] 総務局大麻危機管理監、危機管理課：石川課長、佐久間課長補佐、
田中主査、高柳主任主事、防災対策課：大岡担当課長

代理出席 17名

欠席者 5名

傍聴者 3名

議事

1 開 会

2 会長挨拶 熊谷会長（千葉市長）挨拶

3 議 事

報告事項

- （1）千葉市防災会議条例の一部改正について
事務局から資料に基づき報告

議 題

- （1）千葉市地域防災計画の見直しについて
事務局から資料に基づき修正案を説明
- （2）千葉市水防計画の見直しについて
事務局から資料に基づき修正案を説明
- ・質問、意見等なし
- ・議題（1）千葉市地域防災計画および議題（2）千葉市水防計画の修正案について承認された。

4 その他

- （1）首都直下地震の被害想定等について
事務局から資料に基づき報告
- （2）第34回九都県市合同防災訓練の結果概要について
事務局から資料に基づき報告
- ・質問、意見等なし

5 閉 会

会議経過

【10時30分開会】

○事務局（大麻危機管理監）

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中を、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から千葉市防災会議を開催させていただきます。

私は、総務局危機管理監の大麻でございます。進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日、5名の委員から欠席の連絡を頂いておりますが、半数以上の出席が確認できましたので、千葉市防災会議運営要綱第3条第2項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本来であれば本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介いたすべきところでございますが、恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

なお、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定により「公開」としておりますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに、千葉市防災会議の会長であります熊谷市長より、ご挨拶を申し上げます。

○議長（熊谷市長）

皆様おはようございます。今日はお忙しいなかお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災からまもなく3年が経過しようとしております。この間、私たちも震災を教訓としてさまざまな防災体制の見直しに取り組んでまいりました。この「防災」には終わりはありませんので、今後もできる限り積み重ねてまいりたいと思っておりますし、あのときの緊張感を失わないように皆様方と連携して取り組んでいきたいと思っております。

また、去年は台風による大きな災害も発生したところであります。伊豆大島のほうにも、千葉市から緊急消防援助隊も派遣したところでありますけれど、こうした水害に対する対策を含めて、これからも対策を重ねていきたいと思っております。

今日はそれらを含めて、ご議論、ご報告をさせていただきますと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

千葉市が、市民の皆様方に安全安心なまちであると、そういうふうに御認識いただくために、今日お集まりの皆様方と共に取り組んでいくことをお誓い申し上げまして私からのあいさつに代えさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大麻危機管理監）

議事に入る前に、本日の会議資料について、確認をさせていただきます。

まず、本日の会議次第、次に、本日の出席者名簿、次に、防災会議委員及び幹事名簿、次に、座席表、次に、資料1のスクリーン投影用資料、資料2の千葉市地域防災計画修正案、資料3の千葉市地域防災計画新旧対照表、資料4の千葉市水防計画修正案、資料5の千葉市水防計画新旧対照表、資料6の首都直下地震の被害想定等について、資料7の第34回九都県市

合同防災訓練について、資料 8 の千葉県防災会議条例・運営要綱の以上 1 2 点でございます。
不足等ございませんでしょうか。よろしければ議事に入らせていただきます。
議事の進行につきましては、運営要綱第 3 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。
熊谷市長よろしくお願いたします。

○議長（熊谷市長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしく
お願い申し上げます。早速であります但議事に入らせていただきます。

報告事項の「千葉県防災会議条例の一部改正」と、議題 1 の「千葉県地域防災計画の見直し
について」及び、議題 2 の「千葉県水防計画の見直しについて」は、関連がありますので、
事務局から一括説明後、まとめてご審議いただきたいと思ひます。それでは事務局願ひし
ます。

○事務局（石川課長）

千葉県危機管理課長の石川と申します。よろしくお願いたします。前のスクリーンに映
しましたパワーポイント資料、それから、お手元にお配りしてあります、資料 1 に沿ってご説
明いたします。

報告事項および議題 1、議題 2 について、まとめてご説明させていただきます。

はじめに、報告事項の千葉県防災会議条例の一部改正について、ご報告させていただきます。

平成 24 年 6 月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、地方防災会議の所掌
事務について見直しが行われたほか、地方防災会議に多様な人材の参画を図るため、本条例
の所要の改正を行ったところす。条例の条文につきましては、資料 8 にございますので、
あわせてご覧ください。

改正の内容といたしましては、まず、防災会議の、防災に関する諮問的機関としての機能を
強化する観点から「防災に関する重要事項に関して審議し、市長に意見を述べること。」
を、防災会議の所掌事務に追加いたしました。

次に、(2) 防災会議委員につきましては、防災機関の職員のほか、多様な主体の意見を
計画や防災に関する施策等に反映できるよう、「自主防災組織を構成する者」および「学識
経験のある者を委員」に選任できることとし、委員定数を 7 0 名から 7 5 名に増員いたしま
した。

また、各種防災対策を検討していくため、市防災会議に部会を置くことができる旨を新
たに規定いたしました。

防災会議委員につきましては、自主防災組織の代表者の方および学識経験をお持ちの方を
新たに 5 名委嘱させていただき、本日の防災会議にご出席いただいております。
本日は、お手元の資料をもちましてご紹介に代えさせていただきます。

また、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるための専門委員として、3 名の方
を委嘱及び任命させていただきました。

次に、防災会議に設置しました部会についてです。

地域防災計画や防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、平成25年9月千葉市防災会議に、男女共同参画の視点を取り入れる部会を設置いたしました。

計画や避難所運営に関する手引きなど防災対策に対して部会委員からの提言を取りまとめていき、最終的に防災会議に報告することといたします。

第1回の部会を昨年11月18日に行いました。第2回の部会は、2月17日に開催を予定しています。

千葉市防災会議条例の一部改正の、報告につきましては以上です。

続きまして、議題1の千葉市地域防災計画の見直しについてご説明いたします。

まず、本市の地域防災計画の構成ですが、被害を最小限にするために、災害発生前におこなう対策を示した共通編、災害発生直後の市民、地域、事業者、行政の応急活動を示した災害応急対策編、地域防災計画に関連する参考資料をまとめた資料編、以上の3編で構成されております。

また、千葉市水防計画は、風水害対策の一環として、千葉市防災会議に諮って作成する風水害対策計画の部門計画に位置づけられております。水防計画につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直し経緯についてです。

東日本大震災から得られた教訓を今後に活かし、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法については、阪神・淡路大震災後の改正以来となる大幅改正が2度にわたって行われました。平成24年6月の災害対策基本法の改正や、国や県の防災に関する計画との整合性を図るため、本市におきましても地域防災計画の見直しを行い、昨年4月に修正したところからです。今回の修正では、さらに、平成25年6月に行われた災害対策基本法の一部改正や関係法令の改正に基づきまして、計画に反映させなければならない事項を中心に、修正作業を進めてまいりました。なお、修正作業にあたりましては、事前に防災会議委員の皆様、計画の修正に対する意見照会をさせていただき、そのご意見を踏まえた計画修正案を作成したところでございます。

災害対策基本法および気象業務法等の改正を踏まえた地域防災計画の主な修正項目は、10ページのとおりです。

それでは、主な修正項目について、ご説明いたします。はじめに、地区防災計画関係でございます。

災害対策基本法において、市民の自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、一定の地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画を作成し、防災会議に提案することができることとされました。

また、提案を受けた防災会議は必要に応じ、地域防災計画に当該地区防災計画を定めることができることとされました。

本市では、災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、市民自らによる「地区防災計画」の作成を促進することを明記しました。4月1日の法施行までの間に、国が今後策定を予定しているガイドライン等を踏まえて、手続等の事務の流れを、市防災会議運営要綱等に記載します。

次に、指定緊急避難場所関係です。改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定は設けられておりませんでした。東日本大震災では、津波や水

害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、緊急時の避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするものです。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、国の基準を満たす施設又は場所を異常な現象の種類ごとに、指定することを計画に明記しました。

国の定める基準ですが、(1)地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準については、管理条件、立地条件、構造条件は、ご覧のとおりとなっています。

また、(2)の地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準についても、記載のとおりです。

次に指定避難所の指定関係です。緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための施設を、平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効であることから、地域の状況等を勘案し、国の定める基準を満たす施設を指定避難所として指定するものです。

国の定める基準ですが、規模条件、構造条件、立地条件、交通条件など、記載のとおり定められています。

次に、避難行動要支援者名簿関係です。災害対策基本法において、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられ、地域防災計画に「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」や「避難支援等関係者となる者」等について規定し、自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供することが、市町村に求められています。

本市では、平成20年から「災害時要援護者名簿」を作成し、災害時における避難支援等にあたることとしています。

また、平成22年からは平常時から自主防災組織や町内自治会に個人情報を提供し、地域における避難支援等の体制の構築に努めているところではありますが、個人情報の提供には、対象者本人の同意が必要であり、個別に同意確認を行っていることから、全市的に情報の提供が進んでいない状況でありました。

そこで、市が保有する「避難行動要支援者」の個人情報を、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供できるよう避難行動要支援者名簿に関する条例を制定したところであり、この条例に合わせて、地域防災計画を修正しました。条例の主な内容につきまして、ご説明いたします。

名簿の掲載対象者についてですが、まず、高齢者です。65歳以上の一人暮らしで、介護保険の要介護1及び2、要支援1及び2の方といたしました。

次に、要介護認定者です。介護保険の要介護3、4及び5の方です。

次に、障害者です。視覚、聴覚及び肢体不自由といった身体障害、それから、精神障害、知的障害の重度の障害の方です。

次に、難病患者等。原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患の重症患者の認定を受けている方で、重症認定を受けている方です。

その他、特別の事情を有する者で、避難支援等を希望する者ですが、老老介護や日中独居の方などで上記に掲げる形式要件から漏れた方を、いわゆる手あげ方式により自ら名簿への掲載を求めることができることとしました。

次に平常時における共有・提供です。まず（１）の実施機関等間の共有について、これまでと同じように、高齢福祉課、防災対策課、各区役所、民生委員、消防局等は、全ての方の名簿を共有します。

次に（２）名簿情報の提供先ですが、拒否の意思表示のなかった方の名簿情報を、千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、町内自治会、自主防災組織、マンション管理組合、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものに提供いたします。

この名簿の情報は、極めて秘匿性の高い情報であることから、名簿情報の提供に際しましては、避難支援等関係者と協定を締結し、情報の漏えい防止の措置を講じることとしております。

そして、災害対策基本法及び条例に基づき守秘義務が課せられており、また、市から名簿情報の管理状況について実地検査を実施することとして、情報の適正管理を確保することとしています。

これらのことを、地域防災計画にも規定することといたしました。

次に、屋内での待避等の安全確保措置の指示関係です。

竜巻が発生した場合のほか、内水氾濫の際には、濁水のため道路と側溝の判別がつかず、側溝に足をとられて流される場合等、屋外への避難を行うことにより、かえって避難中に被災する可能性があります。

このため、自宅等の屋内に留まること等の屋内における避難行動として、「屋内での待避等の安全確保措置」を法律上位置付けられることとなり、新たに、「自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動（垂直移動）」を明記します。

次に、避難の考え方の明確化についてです。国の中央防災会議の専門調査会の報告から、避難行動について、①避難（一時的・緊急避難）、②避難（長期的）、③待避、④垂直移動の４つの行動パターンを明確に記載することとしました。

市民の的確な避難行動を実現するため、平常時から市民に周知していくこととします。

次に、り災証明書の交付関係です。被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明するり災証明書について、東日本大震災では交付までに数カ月を要した市町村もありました。災害発生後、り災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査等に必要な体制整備に関する市町村の責務を規定されました。

計画には、災害発生により申請があった場合、遅滞なく、り災証明書を交付することを明記するとともに、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体との連携を図ることについても記載することとしました。

次に、気象業務法の改正に伴う修正関係です。平成２５年８月から特別警報の運用が開始されました。災害発生の危険性等を分かりやすく伝えるなどの情報の改善や、情報を国民等に確実に伝達するための対策として、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、気象庁は「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることとしました。

特別警報の伝達について、特別警報の通知を受けた市町村長は、直ちに公衆等に周知させる措置をとることが義務化されました。

本市では、災害対策本部の配備時期に「市域への特別警報の発表」を追加するとともに、市民等へ伝達を行う、注意報や警報等の防災気象情報に「特別警報」を追加しました。

さらに、特別警報発表時には、市民は「命を守る行動をとる必要がある」ことを明記いたしました。

特別警報の発表基準は表のとおりです。特別警報は、数十年に一度の大雨などが予想された場合に発表されます。津波、火山噴火、地震につきましては、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけられております。

その他の修正といたしましては防災関係機関の防災業務計画変更等に伴う修正や、統計数値等の情報の時点修正のほか、所要の修正を行いました。

次に、議題2 千葉市水防計画の見直しについてご説明いたします。

水防法の一部改正に伴いまして、①河川管理者が、河川に関する情報を提供することについて、また、重要水防箇所の手合点検に参加すること等、水防への協力内容を明記しました。②浸水想定区域内の地下街等に対し、従来の避難確保計画の作成の義務に加えまして、浸水防止計画の作成が義務化されたことについて明記しました。③水防協力団体の指定対象を、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア等の幅広い団体に拡大したことについて明記しました。

以上、水防計画について見直しを行いました。

最後に、今後の計画修正のスケジュールですが、本日の市防災会議においてご審議いただき、平成26年1月31日から2月28日までパブリックコメント手続の実施を行います。市民の皆様からの意見を踏まえたうえで、計画を最終決定いたしまして、公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（熊谷市長）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

→委員特になし

○議長（熊谷市長）

ご意見、質問等がないようですので、議題1および議題2を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

→委員了承

○議長（熊谷市長）

それでは、議題1「千葉市地域防災計画の見直しについて」および議題2「千葉市水防計画の見直しについて」は、原案のとおり決定するものとします。

今後は、先ほど事務局から説明いたしましたとおり、1月31日から2月28日まで、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様から意見をいただきたいと思います。なお、パブリックコメント手続の結果については、委員の皆様へ、文書でお示しをさせていただきます。その時点で、千葉市地域防災計画の決定日とさせていただきます。

ただし、パブリックコメント手続の意見の中で、ご審議いただかなければならない内容が出された場合には、3月の下旬ごろに、もう一度防災会議を開催し、ご審議いただきますの

で、あらかじめご了承くださいませ。よろしいでしょうか。

→委員了承

○議長（熊谷市長）

ありがとうございます。

それでは次に、「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（石川課長）

その他といたしまして、報告事項がございます。はじめに、首都直下地震の被害想定等について報告します。資料6をご覧ください。

国の中央防災会議が設置した、首都直下地震対策検討ワーキンググループが、昨年12月19日に、新たな首都直下地震の被害想定等を公表しました。

新たな被害想定では、今後30年間に70%の確率で発生する、都心南部直下地震に防災対策の主眼を置くこととしております。

また、大正関東地震タイプの地震は、発生する可能性が低いものの、長期的視野に立った対策を実施することとしております。

現在、首都直下地震として想定している東京湾北部地震と、新たに想定した都心南部直下地震との、被害想定と比較は、ご覧のとおりです。

千葉県で見れば、死者数はあまり変わらず、建物被害は減少しております。

また、防災対策の効果として、建物の耐震性の強化、家具等の転倒、落下防止対策の強化、出火防止対策の強化を行うことで、被害を大幅に軽減できることも報告されております。

今後、中央防災会議は、この最終報告を受け、地震防災対策大綱や首都直下地震防災戦略等の中で、具体的な対策を示す予定となっております。

裏面をご覧ください。全国地震動予測地図を作成している地震調査委員会は、2013年における検討結果を、昨年12月20日に公表しました。

今後30年以内に、本市が震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、2012年の公表より1ポイント上がり、77%とされました。これは、全国の県庁所在地の中で最も高い確率とされております。

本市では、今後も国の動向を注視しながら、適切な防災対策を推進するとともに、必要に応じて、地域防災計画の見直しを検討してまいります。

首都直下地震の被害想定等については以上です。

次に、資料7をご覧ください。第34回九都県市合同防災訓練の結果概要についてご報告します。昨年9月1日に千葉市をメイン会場として、第34回九都県市合同防災訓練を実施しました。参加機関128機関、参加人数約13,700人と、例年になく規模となりました。

訓練目的は、記載のとおりですが、防災体制の確立と防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ったものであります。

訓練の想定地震は、千葉市直下地震といたしまして、市内は震度6強の揺れにより甚大な被害が発生したとの想定で実施し、今回初めて、市内248か所の避難所で開設・運営訓練を行い、実践的な防災力の向上を図ることができました。

これらの訓練を通して九都県市や防災関係機関の皆様との連携強化が図られたものと考えております。

参加機関・協力機関の皆様のお力添えにより、実りある訓練として無事に開催できましたことを、あらためまして、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（熊谷市長）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いいたします。この件につきましてはよろしいでしょうか。特にご意見等内容ですので、その他事務局から報告事項等がありましたらお願いします。

○事務局（石川課長）

特にございません。

○議長（熊谷市長）

以上で、本日の予定していた議事につきましては、終了となりますが、委員の皆様方には、お集まりいただいた折角の機会でもございますので、何かご発言がございましたらお願いいたします。

→委員特になし

○議長（熊谷市長）

特にないようですので、以上で千葉市防災会議の議事進行を終了させていただきます。今後も不断の見直しを進めていく予定でございますので、適宜、ご意見を頂ければと思います。

皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは進行を事務局へ返します。

○事務局（大麻危機管理監）

大変お忙しいところご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後も国や県の動向等を踏まえながら、本市の地域防災計画の見直しをさらに進めてまいります。今後もお意見、ご指導等よろしく願いしします。以上をもちまして、千葉市防災会議を終了させていただきます。

【11時05分閉会】

別表

千葉市防災会議（平成26年1月24日） 出席者名簿

会長 千葉市長 熊谷 俊人

（敬称略）

No	条例第3条第5項の区分	機関名	職名	氏名	
1	【指定地方行政機関の職員】	関東財務局千葉財務事務所	所長	岡部 勝巳	
2		関東農政局千葉地域センター	農政推進グループ総括管理官	山根 久男	(代理出席)
3		関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	加藤 敬成	(代理出席)
4		第三管区海上保安本部千葉海上保安部	千葉海上保安部長	小島 良二	
5		銚子地方気象台	次長	田中 敏晴	
6		関東地方整備局千葉国道事務所	防災情報課長	伊藤 文勝	(代理出席)
7		千葉労働基準監督署	署長	泉 豊彦	
8	【千葉県知事の部内の職員】	千葉県防災危機管理部	次長	岩崎 斉	
9		千葉県千葉土木事務所	所長	高澤 秀昭	
10		千葉県千葉港湾事務所	所長	土屋 謙	
11		千葉県水道局千葉水道事務所	所長	高橋 裕介	
12	【千葉県警察官】	千葉県警察	千葉市警察部長	片桐 秀明	
13			千葉中央警察署警備課長	川口 恒喜	(代理出席)
14			千葉東警察署	(欠席)	
15			千葉西警察署警備課長	山口 直昭	(代理出席)
16			千葉南警察署警備課長	宮吉 正晃	(代理出席)
17			千葉北警察署警備課長	武内 光彦	(代理出席)
18	【市長の部内の職員】	千葉市	副市長	藤代 謙二	
19			副市長	徳永 幸久	
20			総務局長	平賀 周	
21			総合政策局長	鈴木 達也	
22			財政局長	穴倉 輝雄	
23			市民局長	金親 芳彦	
24			保健福祉局長	河野 正行	
25			こども未来局長	川上 千里	
26			環境局長	青葉 正人	
27			経済農政局長	渡部 淳嗣	
28			都市局長	岩成 一弘	
29			建設局長	中台 公明	
30			水道局長	高橋 澄夫	
31			病院事業管理者	守屋 秀繁	
32			会計管理者	小池 よね子	
33			中央区長	志村 隆	
34			花見川区長	山田 啓志	
35			稲毛区副区長	深山 敏子	(代理出席)
36			若葉区長	鎗田 睦	
37			緑区長	大野 恵助	
38	美浜区長	土屋 稔			

39	【教育長】	千葉市教育委員会	教育長	志村 修	
40	【消防長及び消防団長】	千葉市消防局	消防長	石井 幸一	
41		千葉市消防団	団長	白井 正巳	
42	【指定公共機関】 【指定地方公共機関】	日本郵便株式会社千葉中央郵便局	副局長	栗村 雄二	(代理出席)
43		東日本旅客鉄道株式会社	千葉保線技術センター所長	天野 正勝	(代理出席)
44		東日本電信電話株式会社千葉支店	設備部災害対策室長	小澤 一	(代理出席)
45		日本赤十字社千葉県支部	事業部長(兼)救護福祉課長	関口 忍	(代理出席)
46		日本放送協会千葉放送局	放送部長	藤本 徳明	(代理出席)
47		日本通運株式会社千葉中央支店		(欠席)	
48		東京電力株式会社千葉支社	支社長	岡村 毅	
49		東京ガス株式会社千葉支社	支社長	中村 光伸	
50		千葉ガス株式会社	技術部防災・供給グループマネージャー	高橋 浩二	(代理出席)
51		大多喜ガス株式会社供給部千葉事業所	所長	今関 豊	
52		東日本高速道路株式会社関東支社千葉管理事務所	工務担当課長	岸 隆	(代理出席)
53		京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	内藤 孝行	
54		千葉都市モノレール株式会社	専務取締役	花島 孝行	
55		一般社団法人千葉県トラック協会	専務理事	西川 茂雄	
56		一般社団法人千葉県バス協会	専務理事	花崎 幸一	
57		千葉テレビ放送株式会社	報道情報局長	青柳 洋治	
58		株式会社ベイエフエム	技術業務局長	上埜 嘉雄	
59	一般社団法人千葉県L P ガス協会	事務局長	藤森 和弘	(代理出席)	
60	【自主防災組織構成員・学識経験者】	自主防災組織 宮園防災会	代表	種池 賀子	
61		国立大学法人千葉大学 大学院工学研究科	教授	中井 正一	
62		淑徳大学 総合福祉学部	准教授	山下 興一郎	
63		社会福祉法人千葉市社会福祉協議会	副会長	玉井 美知子	
64	災害救援ボランティア推進委員会千葉市SLネットワーク	代表	深味 肇		
65	【市長が必要と認めるもの】	公益社団法人千葉市医師会		(欠席)	
66		陸上自衛隊高射学校	監理班長	住永 忠士	(代理出席)
67		千葉市町内自治会連絡協議会	会長	小川 善之	
68		千葉商工会議所		(欠席)	
69		一般社団法人千葉市歯科医師会		(欠席)	
70		一般社団法人千葉市薬剤師会	理事	石井 義洋	
71		一般社団法人千葉市建設業協会	防災担当副会長	西原 在弘	
72		千葉市女性団体連絡会	会長	仙波 慶子	
73	公益社団法人千葉県看護協会	専務理事	澤田 いつ子		